

(写)

長門市告示第 218 号

令和 3 年 12 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 11 月 22 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 3 年 12 月 3 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）

第 2 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 3 号 長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例

第 4 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 5 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

第 7 号 長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例

第 8 号 長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について

第 9 号 仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

第 10 号 長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

第 11 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

第 12 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について

第 13 号 長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について

第 14 号 長門市過疎地域持続的発展計画の策定について

令和 3 年 12 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 2 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号 長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例
- 第 4 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例
- 第 8 号 長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 第 9 号 仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 第 10 号 長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について
- 第 11 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について
- 第 12 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について
- 第 13 号 長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について
- 第 14 号 長門市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 3 号

長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第 23 条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等が 5,000 万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第 2 条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）第 1 条第 3 号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第 2 条第 2 項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）第 54 条の規定にかかわらず、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条の規定により固定資産税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から 3 箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条に規定する課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(課税免除の取消し等)

第4条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消し、又は当該課税免除に係る固定資産税の全部若しくは一部を納付させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により課税免除を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めたとき。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(令和元年長門市条例第1号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けたものについては、適用しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部

改正)

- 4 長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和元年長門市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年長門市条例第61号）及び長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年長門市条例第●号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けた<u>もの</u>については、適用しない。</p>	<p>本則</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年長門市条例第61号）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けた<u>家屋、構築物及び土地</u>については、適用しない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第 4 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
別表(第 2 条関係) (その 1)から (その 3) まで (表は省略) (その 4)					別表(第 2 条関係) (その 1)から (その 3) まで (表は省略) (その 4)				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
建築物認定等の申請に手数料に関する事務	建築物の認定に関する法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅建築等計画認定」という。）	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅建築等計画認定」という。）	(略)		建築物認定等の申請に手数料に関する事務	建築物の認定に関する法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅建築等計画認定」という。）	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅建築等計画認定」という。）	(略)	
備考					備考				
1 (ア)に係る申請書に、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書若しくは同法第 5 条					1 (ア)に係る申請書に、_____				
					_____住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成した当該申				

第1項に規定する住宅性能評価書
又はこれらの写し

(以下この項において「確認書等」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、1戸建ての建築物にあっては37,000円を、1戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100㎡以下のもの 37,000円

(2) 100㎡を超え500㎡以下のもの 94,000円

(削る)

2 (イ)に係る申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、1戸建ての建築物にあっては56,000円を、1戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100㎡以下のもの 56,000円

(2) 100㎡を超え500㎡以下の

請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、1戸建ての建築物にあっては43,000円を、1戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100㎡以下のもの 43,000円

(2) 100㎡を超え500㎡以下のもの 103,000円

2 (ア)に係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(市長が別に定める要件を備えているものに限る。)の添付がある場合の手数料の金額は、1戸建ての建築物にあっては34,000円を、1戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100㎡以下のもの 34,000円

(2) 100㎡を超え500㎡以下のもの 59,000円

3 (イ)に係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、1戸建ての建築物にあっては64,000円を、1戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100㎡以下のもの 64,000円

(2) 100㎡を超え500㎡以下の

<p>もの <u>141,000 円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="341 365 531 580">長期優良住宅普及促進法第 8 条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定</td><td data-bbox="547 365 807 479">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="341 479 531 580"></td><td data-bbox="547 479 807 580">(略)</td></tr></table> <p>備考 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考第 4 項は、この場合に準用する。</p>	長期優良住宅普及促進法第 8 条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定	(略)		(略)	<p>もの <u>155,000 円</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="895 365 1085 580">長期優良住宅普及促進法第 8 条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定</td><td data-bbox="1101 365 1362 479">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="895 479 1085 580"></td><td data-bbox="1101 479 1362 580">(略)</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 (ア)に係る申請において、<u>住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <table border="1"><tr><td data-bbox="927 931 1302 965">(1) 1 戸のもの <u>4,000 円</u></td></tr><tr><td data-bbox="927 976 1342 1043">(2) 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>6,000 円</u></td></tr><tr><td data-bbox="927 1055 1358 1117">(3) 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>8,000 円</u></td></tr><tr><td data-bbox="927 1128 1347 1193">(4) 11 戸以上のもの <u>17,000 円</u></td></tr></table> <p>2 (イ)に係る申請において、<u>住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <table border="1"><tr><td data-bbox="927 1503 1302 1536">(1) 1 戸のもの <u>5,000 円</u></td></tr><tr><td data-bbox="927 1547 1342 1615">(2) 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>9,000 円</u></td></tr><tr><td data-bbox="927 1626 1358 1688">(3) 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>13,000 円</u></td></tr><tr><td data-bbox="927 1700 1347 1765">(4) 11 戸以上のもの <u>25,000 円</u></td></tr></table> <p>3 (略)</p> <p>4 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考第 5 項は、この場合に準用する。</p>	長期優良住宅普及促進法第 8 条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定	(略)		(略)	(1) 1 戸のもの <u>4,000 円</u>	(2) 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>6,000 円</u>	(3) 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>8,000 円</u>	(4) 11 戸以上のもの <u>17,000 円</u>	(1) 1 戸のもの <u>5,000 円</u>	(2) 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>9,000 円</u>	(3) 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>13,000 円</u>	(4) 11 戸以上のもの <u>25,000 円</u>
長期優良住宅普及促進法第 8 条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定	(略)																
	(略)																
長期優良住宅普及促進法第 8 条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定	(略)																
	(略)																
(1) 1 戸のもの <u>4,000 円</u>																	
(2) 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>6,000 円</u>																	
(3) 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>8,000 円</u>																	
(4) 11 戸以上のもの <u>17,000 円</u>																	
(1) 1 戸のもの <u>5,000 円</u>																	
(2) 2 戸以上 5 戸以下のもの <u>9,000 円</u>																	
(3) 6 戸以上 10 戸以下のもの <u>13,000 円</u>																	
(4) 11 戸以上のもの <u>25,000 円</u>																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 長門市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第2条関係) (その1)			別表(第2条関係) (その1)		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
(略)			(略)		
(削る)			調査手数料	土地に関する測量	1筆につき 1,000円
				境界査定その他の調査につき職員 の立会を求めたとき	1件につき 1,000円
証明手数料	ア 税関係証明 (ア) 課税証明 (イ) 納税証明 (ウ) 固定資産課税台帳記載事項証明 (エ) その他税に関する証明 イ 営業及び居住証明 ウ 身分証明	1件につき <u>200円</u> (1年度1税目を1件とする。ただし、同一世帯のものは1件とみなす。) 1件につき <u>200円</u> (1年度1税目を1件とする。ただし、同一世帯のものは1件とみなす。) 1件につき <u>200円</u> (1年度1納税義務者を1件とする。) 1件につき <u>200円</u> 1件につき <u>200円</u> 1件につき <u>200円</u>	証明手数料	ア 税関係証明 (ア) 課税証明 (イ) 納税証明 (ウ) 固定資産課税台帳記載事項証明 (エ) その他税に関する証明 イ 営業及び居住証明 ウ 身分証明	1件につき <u>150円</u> (1年度1税目を1件とする。ただし、同一世帯のものは1件とみなす。) 1件につき <u>150円</u> (1年度1税目を1件とする。ただし、同一世帯のものは1件とみなす。) 1件につき <u>150円</u> (1年度1納税義務者を1件とする。) 1件につき <u>150円</u> 1件につき <u>150円</u> 1件につき <u>150円</u>

エ 印鑑証明	1 件につき <u>200 円</u> (多機能端末機を用いて交付する場合にあっては、1 件につき <u>150 円</u>)
オ 住民票及び戸籍の附票の記載事項証明	1 件につき <u>200 円</u>
カ 農業委員会が行う農地の現況証明	1 件につき <u>700 円</u>
キ 耕作証明、贈与税の納税猶予に関する適格証明	1 件につき <u>200 円</u>
ク 土地改良区であることの証明	1 件につき <u>200 円</u>
ケ 土地改良区の役員であることの証明	1 件につき <u>200 円</u>
コ 地縁団体の登録及び印鑑登録の証明	1 件につき <u>200 円</u>
サ り災に関する証明 (削る)	1 件につき <u>200 円</u> (削る)
ス その他 の諸証明	1 件につき <u>200 円</u>
備考 多機能端末機とは、市の電気計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カー	

エ 印鑑証明	1 件につき <u>150 円</u>
オ 住民票及び戸籍の附票の記載事項証明	1 件につき <u>150 円</u>
カ 農業委員会が行う農地の現況証明	1 件につき <u>500 円</u>
キ 耕作証明、贈与税の納税猶予に関する適格証明	1 件につき <u>150 円</u>
ク 土地改良区であることの証明	1 件につき <u>150 円</u>
ケ 土地改良区の役員であることの証明	1 件につき <u>150 円</u>
コ 地縁団体の登録及び印鑑登録の証明	1 件につき <u>150 円</u>
サ り災に関する証明	1 件につき <u>150 円</u>
シ 消防・救急関係諸証明	1 件につき <u>100 円</u>
ス その他 の諸証明	1 件につき <u>150 円</u>
(新設)	

	ドを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。	
閲覧、照合手数料	ア 公簿又は図面の閲覧又は照合	1件につき <u>200円</u>
	イ 住民基本台帳の閲覧	1件につき <u>200円</u>
交付手数料	ア 土地台帳等公簿の写しの交付	1件につき <u>200円</u>
	イ 住民票(広域交付を含む。)	1件につき <u>200円</u>
	及び戸籍の附票の写しの交付	(多機能端末機を用いて住民票を交付する場合には、1件につき <u>150円</u>)
	ウ 印鑑登録証の交付	1件につき <u>200円</u>
	エ 地籍調査の成果等の写しの交付	1件につき <u>200円</u>
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	オ その他図面の写しの交付	1件につき <u>200円</u>
	備考 証明手数料の備考の規定は、この項の手数料に準用する。	
(略)		
(削る)		

閲覧、照合手数料	ア 公簿又は図面の閲覧又は照合	1件につき <u>150円</u>
	イ 住民基本台帳の閲覧	1件につき <u>150円</u>
交付手数料	ア 土地台帳等公簿の写しの交付	1件につき <u>150円</u>
	イ 住民票(広域交付を含む。)	1件につき <u>150円</u>
	及び戸籍の附票の写しの交付	
	ウ 印鑑登録証の交付	1件につき <u>200円</u>
	エ 筆界点座標値交付	1筆につき <u>150円</u>
	オ 図根多角点成果交付	1件につき <u>150円</u>
	カ 地籍図及び図根多角網図交付	1件につき <u>150円</u>
	キ その他図面の写しの交付	1件につき <u>150円</u>
	(新設)	
(略)		
許可手数料	市が行う営業許可又は営業許可証の再交付	1件につき <u>3,000円</u>

(略)	(略)
(その2)から(その4)まで (表は省略)	(その2)から(その4)まで (表は省略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条による改正は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の第1条による改正後の別表（その4）の規定は、施行日以降にする長期優良住宅建築等計画等認定申請について適用し、施行日前にした申請については、なお従前の例による。

議案第 5 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 4 章 保険給付 (出産育児一時金) 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8 千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略)	本則 第 4 章 保険給付 (出産育児一時金) 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 4 千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例第 8 条の規定は、被保険者が令和 4 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）以後出産した場合について適用し、施行日前に出産した場合については、なお従前の例による。

議案第 6 号

長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長門市企業立地促進条例（平成 27 年長門市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（奨励金の交付）</p> <p>第 6 条 市長は、前条に基づき奨励措置の対象者として指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し設置した事業所の事業開始日以後最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から 3 年度間奨励金を交付することができる。ただし、当該固定資産税について次の各号に規定する固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける最終年度の翌年度から 3 年度間奨励金を交付することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年長門市条例第●号）</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>（奨励金の交付）</p> <p>第 6 条 市長は、前条に基づき奨励措置の対象者として指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し設置した事業所の事業開始日以後最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から 3 年度間奨励金を交付することができる。ただし、当該固定資産税について次の各号に規定する固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける最終年度の翌年度から 3 年度間奨励金を交付することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例

長門市宅地造成等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 149 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（長門市証明等手数料条例の一部改正）

2 長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係) (その 1)			別表(第 2 条関係) (その 1)		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
(略)			(略)		
(削る)			<u>同意手数料</u>	<u>長門市宅地造成等に関する条例(平成 17 年長門市条例第 149 号)により市長が同意した場合</u>	<u>1 件につき 3,000 円</u>
(略)			(略)		
(その 2)から(その 4)まで (表は省略)			(その 2)から(その 4)まで (表は省略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第 8 号

長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市東深川 2366 番地 11 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター本部
	(所在地) 長門市三隅下 503 番地 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター三隅支局
	(所在地) 長門市日置上 5914 番地 4 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター日置支局
指定管理者	(所在地) 長門市東深川 890 番地 2 (名 称) ながとてれび株式会社 (代表者) 代表取締役 松岡 修二
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第9号

仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 4297 番地 1 (名 称) 仙崎地区交流拠点施設
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 4297 番地 1 (名 称) ながと物産合同会社 (代表者) 代表社員 長門市 職務執行者 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 10 号

長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市深川湯本 2332 番地 1 (名 称) 長門湯本温泉駐車場
指定管理者	(所在地) 長門市深川湯本 1260 番地 1 (名 称) 長門湯本温泉まち株式会社 (代表者) 代表取締役 伊藤 就一
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 11 号

金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 1308 番地 (名 称) 金子みすゞ記念館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎10818番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 12 号

香月泰男美術館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市三隅中 226 番地 (名 称) 香月泰男美術館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎10818番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 13 号

長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 1374 番地 (名 称) 長門市仙崎公民館
指定管理者	(所在地) 長門市仙崎 1374 番地 (名 称) 仙崎振興会 (代表者) 会長 杓野 昭次
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 14 号

長門市過疎地域持続的発展計画の策定について

長門市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也